

処分一覧(申請に対する処分・条例)

| 処分ID    | 処分名                | 部     | 課       | 複数課内訳 | 根拠規定                          | 根拠条項     | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間                          |
|---------|--------------------|-------|---------|-------|-------------------------------|----------|------|----------------------------|---------------------------------|
| 1101001 | 使用の許可及び許可事項変更の許可   | 危機管理部 | 防災危機管理課 |       | 鈴鹿市河川防災センター条例                 | 第3条第1項   | 有    |                            | 即日                              |
| 1102001 | 撤去、保管等に要する費用の徴収の免除 | 危機管理部 | 交通防犯課   |       | 鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則 | 第16条第1項  | 有    |                            | 即日                              |
| 1102002 | 利用の許可              | 危機管理部 | 交通防犯課   |       | 鈴鹿市自転車駐車場管理条例                 | 第5条第1項   | 有    |                            | 即日                              |
| 1102003 | 利用料金の減免            | 危機管理部 | 交通防犯課   |       | 鈴鹿市自転車駐車場管理条例                 | 第8条      | 有    |                            | 即日                              |
| 1102004 | 利用料金の還付            | 危機管理部 | 交通防犯課   |       | 鈴鹿市自転車駐車場管理条例                 | 第9条      | 有    |                            | 即日                              |
| 1102005 | 利用料金の還付            | 危機管理部 | 交通防犯課   |       | 鈴鹿市自転車駐車場管理条例                 | 第9条      | 有    |                            | 即日                              |
| 1113001 | 手数料の還付             | 政策経営部 | 財政課     |       | 鈴鹿市手数料条例                      | 第4条      | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難         |
| 1113002 | 手数料の減免             | 政策経営部 | 財政課     |       | 鈴鹿市手数料条例                      | 第6条      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 事案ごとに手続きが異なるため設定が困難             |
| 1113003 | 分担金の徴収猶予等          | 政策経営部 | 財政課     |       | 鈴鹿市分担金徴収条例                    | 第4条      | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 事案ごとに手続きが異なるため設定が困難             |
| 1113004 | 延滞金の免除             | 政策経営部 | 財政課     |       | 鈴鹿市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例    | 第4条第4項   | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 事案ごとに手続きが異なるため設定が困難             |
| 1121001 | 公文書の公開請求に対する決定     | 総務部   | 総務課     |       | 鈴鹿市情報公開条例                     | 第12条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 公開請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して15日以内 |
| 1123001 | 行政財産の目的外使用料の減免     | 総務部   | 管財課     |       | 鈴鹿市市有財産条例                     | 第8条      | 有    |                            | 15日以内                           |
| 1123002 | 行政財産の目的外使用料の還付     | 総務部   | 管財課     |       | 鈴鹿市市有財産条例                     | 第10条     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難         |
| 1131001 | 使用の許可又は特別設備等の許可    | 地域振興部 | 地域協働課   |       | 鈴鹿市コミュニティセンター条例               | 第2条の6第1項 | 有    |                            | 7日以内                            |
| 1131003 | 使用の許可又は許可事項変更の許可   | 地域振興部 | 地域協働課   |       | 鈴鹿市立公民館条例                     | 第6条第1項   | 有    |                            | 即日                              |
| 1131004 | 使用料の減免             | 地域振興部 | 地域協働課   |       | 鈴鹿市立公民館条例                     | 第8条      | 有    |                            | 即日                              |
| 1131005 | 使用の許可又は許可事項変更の許可   | 地域振興部 | 地域協働課   |       | 鈴鹿市ふれあいセンター条例                 | 第5条第1項   | 有    |                            | 即日                              |
| 1131006 | 使用料の減免             | 地域振興部 | 地域協働課   |       | 鈴鹿市ふれあいセンター条例                 | 第8条第2項   | 有    |                            | 即日                              |
| 1131007 | 使用料の還付             | 地域振興部 | 地域協働課   |       | 鈴鹿市ふれあいセンター条例                 | 第9条      | 有    |                            | 7日間(還付の承認)                      |
| 1131008 | 特別設備の設置等の許可        | 地域振興部 | 地域協働課   |       | 鈴鹿市ふれあいセンター条例                 | 第11条     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難         |
| 1132001 | 隣保館使用の許可           | 地域振興部 | 人権政策課   |       | 鈴鹿市隣保館条例                      | 第4条第1項   | 有    |                            | 1日                              |
| 1132002 | 児童館利用の許可           | 地域振興部 | 人権政策課   |       | 鈴鹿市児童館条例                      | 第4条第1項   | 有    |                            | 1日                              |
| 1133001 | 使用の許可等             | 地域振興部 | 男女共同参画課 |       | 鈴鹿市男女共同参画センター条例               | 第4条第1項   | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 即日                              |
| 1133002 | 使用料の還付             | 地域振興部 | 男女共同参画課 |       | 鈴鹿市男女共同参画センター条例               | 第7条      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 1か月半                            |
| 1133003 | 団体の登録              | 地域振興部 | 男女共同参画課 |       | 鈴鹿市男女共同参画センター条例施行規則           | 第4条      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 事務の性質上設定が困難なため                  |

処分一覧(申請に対する処分・条例)

| 処分ID    | 処分名                                | 部       | 課     | 複数課内訳 | 根拠規定                                | 根拠条項                                | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間 |
|---------|------------------------------------|---------|-------|-------|-------------------------------------|-------------------------------------|------|----------------------------|--------|
| 1141001 | 使用の許可又は許可事項変更の許可                   | 文化スポーツ部 | 文化振興課 |       | 鈴鹿市民会館条例                            | 第4条第1項                              | 有    |                            | 14日以内  |
| 1141002 | 使用料の還付                             | 文化スポーツ部 | 文化振興課 |       | 鈴鹿市民会館条例                            | 第8条                                 | 有    |                            | 14日以内  |
| 1141003 | 特別設備等の許可                           | 文化スポーツ部 | 文化振興課 |       | 鈴鹿市民会館条例                            | 第9条第1項                              | 有    |                            | 即日     |
| 1141004 | 使用の許可又は許可事項変更の許可                   | 文化スポーツ部 | 文化振興課 |       | 鈴鹿市文化会館条例                           | 第5条第1項                              | 有    |                            | 即日     |
| 1141005 | 使用料の減免                             | 文化スポーツ部 | 文化振興課 |       | 鈴鹿市文化会館条例                           | 第8条第3項                              | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 10日以内  |
| 1141006 | 使用料の還付                             | 文化スポーツ部 | 文化振興課 |       | 鈴鹿市文化会館条例                           | 第9条                                 | 有    |                            | 14日以内  |
| 1141007 | 特別設備等の許可                           | 文化スポーツ部 | 文化振興課 |       | 鈴鹿市文化会館条例                           | 第10条                                | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 即日     |
| 1142001 | 使用の許可                              | 文化スポーツ部 | 文化財課  |       | 佐佐木信綱記念館条例                          | 第5条第1項                              | 有    |                            | 即日     |
| 1142002 | 資料の特別利用の許可                         | 文化スポーツ部 | 文化財課  |       | 佐佐木信綱記念館条例                          | 第6条第1項                              | 有    |                            | 3日以内   |
| 1142003 | 使用料の減免                             | 文化スポーツ部 | 文化財課  |       | 佐佐木信綱記念館条例                          | 第9条第2項                              | 有    |                            | 即日     |
| 1142004 | 使用料の還付                             | 文化スポーツ部 | 文化財課  |       | 佐佐木信綱記念館条例                          | 第10条                                | 有    |                            | 14日以内  |
| 1142005 | 使用許可の変更許可                          | 文化スポーツ部 | 文化財課  |       | 佐佐木信綱記念館条例施行規則                      | 第5条第1項                              | 有    |                            | 3日以内   |
| 1142006 | 特別利用許可の変更許可                        | 文化スポーツ部 | 文化財課  |       | 佐佐木信綱記念館条例施行規則                      | 第6条第1項                              | 有    |                            | 3日以内   |
| 1142007 | 市指定文化財の現状変更許可                      | 文化スポーツ部 | 文化財課  |       | 鈴鹿市文化財保護条例施行規則                      | 第6条                                 | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 7日以内   |
| 1142008 | 資料の閲覧又は利用の許可                       | 文化スポーツ部 | 文化財課  |       | 鈴鹿市資料館条例                            | 第9条第1項                              | 有    |                            | 3日以内   |
| 1142009 | 資料の貸出しの許可                          | 文化スポーツ部 | 文化財課  |       | 鈴鹿市資料館条例                            | 第11条                                | 有    |                            | 3日以内   |
| 1142010 | 施設の使用の許可                           | 文化スポーツ部 | 文化財課  |       | 鈴鹿市考古博物館条例                          | 第6条第1項                              | 有    |                            | 7日以内   |
| 1142011 | 特別利用の許可                            | 文化スポーツ部 | 文化財課  |       | 鈴鹿市考古博物館条例                          | 第6条第2項                              | 有    |                            | 7日以内   |
| 1142012 | 使用料の還付                             | 文化スポーツ部 | 文化財課  |       | 鈴鹿市考古博物館条例                          | 第9条                                 | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 7日以内   |
| 1142013 | 使用料の免除                             | 文化スポーツ部 | 文化財課  |       | 鈴鹿市考古博物館条例                          | 第10条                                | 有    |                            | 7日以内   |
| 1142014 | 観覧料の免除                             | 文化スポーツ部 | 文化財課  |       | 鈴鹿市考古博物館条例                          | 第10条                                | 有    |                            | 即日     |
| 1142015 | 資料の貸出の許可                           | 文化スポーツ部 | 文化財課  |       | 鈴鹿市考古博物館条例                          | 第11条                                | 有    |                            | 7日以内   |
| 1142016 | 使用変更の許可                            | 文化スポーツ部 | 文化財課  |       | 鈴鹿市考古博物館条例施行規則                      | 第7条第1項                              | 有    |                            | 7日以内   |
| 1142017 | 県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等のうち、一定のもの<br>の許可 | 文化スポーツ部 | 文化財課  |       | 三重県の事務処理の特例に関する条例<br>三重県文化財保護条例施行規則 | 第2条第2項、別表第2<br>の35の項<br>第39条第2項、別表第 | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 1143001 | 使用の許可                              | 文化スポーツ部 | スポーツ課 |       | 鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例                | 第3条第1項                              | 有    |                            | 即日     |

処分一覧(申請に対する処分・条例)

| 処分ID    | 処分名                              | 部       | 課        | 複数課内訳 | 根拠規定                                        | 根拠条項    | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間                            |
|---------|----------------------------------|---------|----------|-------|---------------------------------------------|---------|------|----------------------------|-----------------------------------|
| 1143002 | 特別設備等の許可                         | 文化スポーツ部 | スポーツ課    |       | 鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例                        | 第8条第1項  | 有    |                            | 即日                                |
| 1143003 | 許可事項変更の許可                        | 文化スポーツ部 | スポーツ課    |       | 鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則                    | 第7条     | 有    |                            | 即日                                |
| 1144001 | 図書館施設の使用の許可等                     | 文化スポーツ部 | 図書館      |       | 鈴鹿市立図書館条例                                   | 第5条     | 有    |                            | 即日                                |
| 1144002 | 使用料の還付                           | 文化スポーツ部 | 図書館      |       | 鈴鹿市立図書館条例                                   | 第8条     | 有    |                            | 1月以内                              |
| 1151001 | 使用の許可                            | 環境部     | 環境政策課    |       | 鈴鹿市斎苑条例                                     | 第3条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 即日                                |
| 1151002 | 使用料の減免                           | 環境部     | 環境政策課    |       | 鈴鹿市斎苑条例                                     | 第5条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 25日                               |
| 1151003 | 小規模水道の布設工事の設計の確認                 | 環境部     | 環境政策課    |       | 三重県小規模水道条例                                  | 第5条     | 有    |                            | 30日                               |
| 1151004 | 小規模水道の布設工事の設計の確認                 | 環境部     | 環境政策課    |       | 三重県小規模水道条例                                  | 第5条     | 有    |                            | 30日                               |
| 1152001 | 許可証の再交付                          | 環境部     | 廃棄物対策課   |       | 鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例                         | 第19条    | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 7日                                |
| 1154001 | 使用の許可                            | 環境部     | 環境施設課    |       | 鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例                     | 第3条第1項  | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 即日                                |
| 1154002 | 使用料の減免                           | 環境部     | 環境施設課    |       | 鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例                     | 第5条第2項  | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                                   |
| 1154003 | 使用料の還付                           | 環境部     | 環境施設課    |       | 鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例                     | 第6条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日                               |
| 1154004 | 使用許可の変更許可                        | 環境部     | 環境施設課    |       | 鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例                     | 第3条第1項  | 有    |                            | 14日                               |
| 1161001 | 施設の使用の許可                         | こども政策部  | こども政策課   |       | 鈴鹿市子育て応援館の設置及び管理に関する条例                      | 第5条第1項  | 有    |                            | 7日間                               |
| 1162001 | 施設設備の貸与の許可(鈴鹿市立学校施設使用条例第3条の例による) | こども政策部  | こども育成課   |       | 鈴鹿市立幼稚園の管理に関する規則                            | 第22条    | 有    |                            | 30日以内                             |
| 1162002 | 一時預かり事業の利用の承諾                    | こども政策部  | こども育成課   |       | 鈴鹿市立保育所設置条例施行規則                             | 第10条    | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日以内                             |
| 1162003 | 病後児保育事業の利用の承諾                    | こども政策部  | こども育成課   |       | 鈴鹿市立保育所設置条例施行規則                             | 第21条    | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日以内                             |
| 1163001 | 費用徴収額の減免                         | こども政策部  | こども家庭支援課 |       | 児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収等に関する規則     | 第6条     | 有    |                            | 14日                               |
| 1171001 | 災害見舞金の支給                         | 健康福祉部   | 健康福祉政策課  |       | 鈴鹿市災害見舞金条例                                  | 第5条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 15日以内                             |
| 1171002 | 災害援護資金の貸付けの決定                    | 健康福祉部   | 健康福祉政策課  |       | 鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例                          | 第12条第1項 | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 処分の先例がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である |
| 1171003 | 補助金の支出                           | 健康福祉部   | 健康福祉政策課  |       | 鈴鹿市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例                    | 第3条、第4条 | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 7日                                |
| 1173001 | 養護老人ホームへの入所措置に要する費用徴収額の減免        | 健康福祉部   | 長寿社会課    |       | 鈴鹿市老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所等の措置に要する費用の徴収等に関する規則 | 第6条     | 有    |                            | 14日                               |
| 1174001 | 職親の登録                            | 健康福祉部   | 障がい福祉課   |       | 鈴鹿市知的障害者福祉法施行細則                             | 第5条第2項  | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難           |
| 1174002 | 基準該当障害福祉サービス事業者の登録               | 健康福祉部   | 障がい福祉課   |       | 鈴鹿市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則                | 第3条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日                               |
| 1174003 | 利用者負担額の減免                        | 健康福祉部   | 障がい福祉課   |       | 鈴鹿市地域生活支援事業実施規則                             | 第4条     | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難           |

処分一覧(申請に対する処分・条例)

| 処分ID    | 処分名                                     | 部     | 課       | 複数課内訳 | 根拠規定                      | 根拠条項      | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間                                                           |
|---------|-----------------------------------------|-------|---------|-------|---------------------------|-----------|------|----------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 1174004 | 未支給手当の支給                                | 健康福祉部 | 障がい福祉課  |       | 鈴鹿市特別障害者手当等事務取扱細則         | 第27条      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 申請数が少ないため、設定していないが、申請があれば5日以内に処理をしている                            |
| 1174005 | 利用の許可                                   | 健康福祉部 | 障がい福祉課  |       | 鈴鹿市障害者生活介護施設の設置及び管理に関する条例 | 第9条第1項    | 有    |                            | 指定管理者が処理を行うため。                                                   |
| 1174006 | 利用の許可                                   | 健康福祉部 | 障がい福祉課  |       | 鈴鹿市療育センター条例               | 第9条第1項    | 有    |                            | 指定管理者が処理を行うため。                                                   |
| 1175001 | 出産育児一時金の支給                              | 健康福祉部 | 保険年金課   |       | 鈴鹿市国民健康保険条例               | 第4条第1項    | 有    |                            | 1か月                                                              |
| 1175002 | 葬祭費の支給                                  | 健康福祉部 | 保険年金課   |       | 鈴鹿市国民健康保険条例               | 第5条第1項    | 有    |                            | 1か月                                                              |
| 1175003 | 延滞金の減免                                  | 健康福祉部 | 保険年金課   |       | 鈴鹿市国民健康保険条例               | 第40条第4項   | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日                                                              |
| 1175004 | 保険料の徴収猶予                                | 健康福祉部 | 保険年金課   |       | 鈴鹿市国民健康保険条例               | 第41条第1項   | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日                                                              |
| 1175005 | 保険料の減免                                  | 健康福祉部 | 保険年金課   |       | 鈴鹿市国民健康保険条例               | 第42条第1項   | 有    |                            | 30日                                                              |
| 1175006 | 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免 | 健康福祉部 | 保険年金課   |       | 鈴鹿市国民健康保険条例               | 第42条第1項   | 有    |                            | 30日                                                              |
| 1175007 | 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給      | 健康福祉部 | 保険年金課   |       | 鈴鹿市国民健康保険条例               | 附則第8条,第9条 | 有    |                            | 15日                                                              |
| 1176001 | 受給資格の認定                                 | 健康福祉部 | 福祉医療課   |       | 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例        | 第5条第1項    | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 即日(ただし、転入は2日、後期高齢者医療保険加入の障がい者は1か月、一人親家庭等の母、一人親家庭等の父及び一人親家庭等の児童は3 |
| 1176002 | 受給資格証の更新                                | 健康福祉部 | 福祉医療課   |       | 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例        | 第5条第3項    | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 40日                                                              |
| 1176003 | 証明書料の助成                                 | 健康福祉部 | 福祉医療課   |       | 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例        | 第7条       | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 40日                                                              |
| 1176004 | 助成の決定                                   | 健康福祉部 | 福祉医療課   |       | 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例        | 第9条第1項    | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 40日(ただし、県外受診及び療養費申請分は50日、後期高齢者医療保険に加入する障がい者は60日)                 |
| 1176005 | 受給資格証の再交付                               | 健康福祉部 | 福祉医療課   |       | 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則    | 第9条       | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 即日                                                               |
| 1177001 | 使用の許可又は許可事項変更の許可                        | 健康福祉部 | 地域医療推進課 |       | 鈴鹿市保健センター条例               | 第5条       | 有    |                            | 7日以内                                                             |
| 1177002 | 特別設備の設置等の許可                             | 健康福祉部 | 地域医療推進課 |       | 鈴鹿市保健センター条例               | 第5条       | 有    |                            | 7日以内                                                             |
| 1181001 | 利用の許可                                   | 産業振興部 | 産業政策課   |       | 鈴鹿市共同作業場条例                | 第3条       | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難                                          |
| 1181002 | 使用料の減免                                  | 産業振興部 | 産業政策課   |       | 鈴鹿市共同作業場条例                | 第6条       | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難                                          |
| 1181003 | 立地環境整備の決定                               | 産業振興部 | 産業政策課   |       | 鈴鹿市工業振興条例                 | 第4条第1項    | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 前例がないため、未設定                                                      |
| 1181004 | 奨励措置の承継                                 | 産業振興部 | 産業政策課   |       | 鈴鹿市工業振興条例                 | 第11条      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 前例がないため、未設定                                                      |
| 1181005 | 奨励措置停止の解除の決定                            | 産業振興部 | 産業政策課   |       | 鈴鹿市工業振興条例施行規則             | 第14条第2項   | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 前例がないため、未設定                                                      |
| 1181006 | 使用の許可                                   | 産業振興部 | 産業政策課   |       | 鈴鹿市労働福祉会館条例               | 第3条       | 有    |                            | 14日以内                                                            |
| 1181007 | 使用料の減免                                  | 産業振興部 | 産業政策課   |       | 鈴鹿市労働福祉会館条例               | 第7条       | 有    |                            | 14日以内                                                            |
| 1181008 | 使用料の還付                                  | 産業振興部 | 産業政策課   |       | 鈴鹿市労働福祉会館条例               | 第8条       | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日以内                                                            |

処分一覧(申請に対する処分・条例)

| 処分ID    | 処分名                    | 部     | 課       | 複数課内訳 | 根拠規定                                           | 根拠条項        | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間                   |
|---------|------------------------|-------|---------|-------|------------------------------------------------|-------------|------|----------------------------|--------------------------|
| 1181009 | 使用の変更又は取消の許可           | 産業振興部 | 産業政策課   |       | 鈴鹿市労働福祉会館条例施行規則                                | 第4条第2項      | 有    |                            | 14日以内                    |
| 1181010 | 販売行為等の許可               | 産業振興部 | 産業政策課   |       | 鈴鹿市労働福祉会館条例施行規則                                | 第9条         | 有    |                            | 14日以内                    |
| 1182001 | 使用の許可又は資料の特別利用の許可      | 産業振興部 | 商業観光政策課 |       | 鈴鹿市伝統産業会館条例                                    | 第4条第1項      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 使用の許可 即日、資料の特別使用許可 14日以内 |
| 1182002 | 使用料の減免                 | 産業振興部 | 商業観光政策課 |       | 鈴鹿市観光自動車駐車場条例                                  | 第4条         | 有    |                            | 14日以内                    |
| 1182003 | 使用料の還付                 | 産業振興部 | 商業観光政策課 |       | 鈴鹿市伝統産業会館条例                                    | 第7条         | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難  |
| 1182005 | 使用料の減免                 | 産業振興部 | 商業観光政策課 |       | 鈴鹿市観光自動車駐車場条例                                  | 第4条         | 有    |                            | 14日以内                    |
| 1182006 | 用途外使用の許可               | 産業振興部 | 商業観光政策課 |       | 鈴鹿市観光自動車駐車場条例                                  | 第10条第1項     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難  |
| 1183001 | 使用の許可                  | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例                     | 第5条         | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日以内                    |
| 1183002 | 使用料の減免                 | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例                     | 第10条        | 有    |                            | 14日以内                    |
| 1183003 | 使用料の還付                 | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例                     | 第11条        | 有    |                            | 14日以内                    |
| 1183004 | 使用内容の変更の許可             | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則                 | 第4条         | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日以内                    |
| 1183005 | 工作物の設置等の承認             | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 鈴鹿市漁港管理条例                                      | 第4条第1項      | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                          |
| 1183006 | 危険物等の荷役の許可             | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 鈴鹿市漁港管理条例                                      | 第7条第2項      | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                          |
| 1183007 | 漁港施設の占用等の許可、許可事項変更の許可  | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 鈴鹿市漁港管理条例                                      | 第12条第1項・第2項 | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                          |
| 1183008 | 占用料の減免及び分納の許可          | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 鈴鹿市漁港管理条例                                      | 第15条第3項     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                          |
| 1183009 | 占用料の還付                 | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 鈴鹿市漁港管理条例                                      | 第15条第4項     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                          |
| 1191001 | 道路占用料の減免               | 土木部   | 土木総務課   |       | 鈴鹿市道路占用料徴収条例                                   | 第3条         | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 3週間                      |
| 1191002 | 道路占用料の返還               | 土木部   | 土木総務課   |       | 鈴鹿市道路占用料徴収条例                                   | 第5条         | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |                          |
| 1191003 | 占用料の減免(準用河川)           | 土木部   | 土木総務課   |       | 鈴鹿市河川占用料徴収条例                                   | 第4条         | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 3週間                      |
| 1191004 | 占用料の返還(準用河川)           | 土木部   | 土木総務課   |       | 鈴鹿市河川占用料徴収条例                                   | 第5条         | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |                          |
| 1191005 | 行為の許可(法定外公共物占用等)・許可の更新 | 土木部   | 土木総務課   |       | 鈴鹿市法定外公共物管理条例                                  | 第4条第1項      | 有    |                            | 3週間                      |
| 1191007 | 占用料の減免(法定外公共物占用等)      | 土木部   | 土木総務課   |       | 鈴鹿市法定外公共物管理条例                                  | 第9条、第10条    | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 3週間                      |
| 1191008 | 権利譲渡等の承認(法定外公共物占用等)    | 土木部   | 土木総務課   |       | 鈴鹿市法定外公共物管理条例                                  | 第11条        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 3週間                      |
| 1191009 | 道路占用権利譲渡の承認            | 土木部   | 土木総務課   |       | 鈴鹿市道路占用規則                                      | 第14条        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 3週間                      |
| 1201001 | 計画の変更の認定               | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 鈴鹿市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等認定事務に関する規則 | 第8条         | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日                      |

処分一覧(申請に対する処分・条例)

| 処分ID    | 処分名                            | 部     | 課      | 複数課内訳      | 根拠規定                  | 根拠条項    | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間 |
|---------|--------------------------------|-------|--------|------------|-----------------------|---------|------|----------------------------|--------|
| 1201002 | 屋外広告物の設置許可(第5条第1項)             | 都市整備部 | 都市計画課  |            | 三重県屋外広告物条例            | 第5条第1項  | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 21日    |
| 1201003 | 禁止地域内における自家用広告物の設置許可(第6条第4項)   | 都市整備部 | 都市計画課  |            | 三重県屋外広告物条例            | 第6条第4項  | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日    |
| 1201004 | 禁止地域内における道標、案内図板等の設置許可(第6条第5項) | 都市整備部 | 都市計画課  |            | 三重県屋外広告物条例            | 第6条第5項  | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日    |
| 1201005 | 屋外広告物設置許可の更新                   | 都市整備部 | 都市計画課  |            | 三重県屋外広告物条例            | 第10条第3項 | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日    |
| 1201006 | 屋外広告物の変更等の許可                   | 都市整備部 | 都市計画課  |            | 三重県屋外広告物条例            | 第12条第1項 | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日    |
| 1201007 | 設計の確認                          | 都市整備部 | 都市計画課  |            | 三重県宅地開発事業の基準に関する条例    | 第6条第1項  | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日    |
| 1201008 | 設計の変更の確認                       | 都市整備部 | 都市計画課  |            | 三重県宅地開発事業の基準に関する条例    | 第9条第1項  | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日    |
| 1201009 | 開発区域内の土地における建築の承認              | 都市整備部 | 都市計画課  |            | 三重県宅地開発事業の基準に関する条例    | 第12条の2  | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |        |
| 1202001 | 行為の許可                          | 都市整備部 | 市街地整備課 |            | 鈴鹿市都市公園条例             | 第4条第1項  | 有    |                            | 30日以内  |
| 1202002 | 許可事項変更の許可                      | 都市整備部 | 市街地整備課 |            | 鈴鹿市都市公園条例             | 第4条第3項  | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日以内  |
| 1202003 | 使用料の減免又は還付                     | 都市整備部 | 市街地整備課 |            | 鈴鹿市都市公園条例             | 第12条    | 有    |                            | 30日以内  |
| 1202004 | 公園予定区域等における行為の許可(第4条第1項準用)     | 都市整備部 | 市街地整備課 |            | 鈴鹿市都市公園条例             | 第16条    | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない    |        |
| 1202005 | 公園予定区域等における許可事項変更の許可(第4条第3項準用) | 都市整備部 | 市街地整備課 |            | 鈴鹿市都市公園条例             | 第16条    | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない    |        |
| 1202006 | 公園予定区域等における使用料の減免又は還付(第12条準用)  | 都市整備部 | 市街地整備課 |            | 鈴鹿市都市公園条例             | 第16条    | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない    |        |
| 1303001 | 農業集落排水設備の新設等の工事の承認、承認事項変更の承認   | 上下水道局 | 営業課    |            | 鈴鹿市農業集落排水処理施設条例       | 第6条第1項  | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日    |
| 1303002 | 農業集落排水使用料の減免                   | 上下水道局 | 営業課    |            | 鈴鹿市農業集落排水処理施設条例       | 第14条    | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日    |
| 1303003 | 行為の許可、許可事項変更の許可(農業集落排水)        | 上下水道局 | 複数課    | 営業課、下水道工務課 | 鈴鹿市農業集落排水処理施設条例       | 第16条    | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日    |
| 1303004 | 排水設備等の計画の確認、確認事項の変更の確認         | 上下水道局 | 営業課    |            | 鈴鹿市公共下水道条例            | 第6条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日    |
| 1303005 | 排水設備指定工事店の指定                   | 上下水道局 | 営業課    |            | 鈴鹿市公共下水道条例            | 第7条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日    |
| 1303006 | 排水設備指定工事店指定の更新                 | 上下水道局 | 営業課    |            | 鈴鹿市公共下水道条例            | 第7条第3項  | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 60日    |
| 1303007 | 下水道一時使用料の徴収                    | 上下水道局 | 営業課    |            | 鈴鹿市公共下水道条例            | 第17条第4項 | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日    |
| 1303008 | 公共下水道使用料の減免                    | 上下水道局 | 営業課    |            | 鈴鹿市公共下水道条例            | 第27条    | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日    |
| 1303009 | 排水設備指定工事店証の再交付                 | 上下水道局 | 営業課    |            | 鈴鹿市公共下水道条例            | 第7条の5   | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日    |
| 1303010 | 下水道受益者負担金の賦課の保留                | 上下水道局 | 営業課    |            | 鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例 | 第8条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日    |
| 1303011 | 下水道受益者負担金の徴収猶予                 | 上下水道局 | 営業課    |            | 鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例 | 第9条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日    |

処分一覧(申請に対する処分・条例)

| 処分ID    | 処分名                        | 部       | 課     | 複数課内訳                   | 根拠規定                      | 根拠条項    | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間      |
|---------|----------------------------|---------|-------|-------------------------|---------------------------|---------|------|----------------------------|-------------|
| 1303012 | 下水道受益者負担金の減免               | 上下水道局   | 営業課   |                         | 鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例     | 第10条    | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日         |
| 1303013 | 下水道受益者負担金延滞金の減免            | 上下水道局   | 営業課   |                         | 鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例     | 第12条    | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 14日         |
| 1303014 | 下水道区域外流入分担金の減免             | 上下水道局   | 営業課   |                         | 鈴鹿市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例 | 第6条     | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 14日         |
| 1303015 | 下水道区域外分担金延滞金の減免            | 上下水道局   | 営業課   |                         | 鈴鹿市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例 | 第7条第2項  | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 14日         |
| 1303017 | 指定給水装置工事業者証の再交付            | 上下水道局   | 営業課   |                         | 鈴鹿市水道事業給水条例               | 第7条第4項  | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 7日          |
| 1303019 | 水道料金の減免                    | 上下水道局   | 営業課   |                         | 鈴鹿市水道事業給水条例               | 第30条    | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 14日         |
| 1303020 | 排水設備等の計画の取消し               | 上下水道局   | 営業課   |                         | 鈴鹿市公共下水道条例                | 第6条     | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 14日         |
| 1306001 | 揚水設備の設置の許可                 | 上下水道局   | 水道施設課 |                         | 鈴鹿市水道水源流域保全条例             | 第26条第1項 | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日以内       |
| 1306002 | 揚水設備の変更の許可                 | 上下水道局   | 水道施設課 |                         | 鈴鹿市水道水源流域保全条例             | 第29条第1項 | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日以内       |
| 1501001 | 使用の許可                      | 消防部局    | 消防総務課 |                         | 鈴鹿市コミュニティ消防センター条例         | 第3条第1項  | 有    |                            | 7日          |
| 1501002 | 許可事項変更の許可                  | 消防部局    | 消防総務課 |                         | 鈴鹿市コミュニティ消防センター条例         | 第3条第1項  | 有    |                            | 7日          |
| 1503001 | タンクの水張検査等                  | 消防部局    | 予防課   |                         | 鈴鹿市火災予防条例                 | 第47条    | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 10日間(休業日除く) |
| 1503002 | 許可証等の再交付                   | 消防部局    | 予防課   |                         | 鈴鹿市危険物規制規則                | 第17条    | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 10日間(休業日除く) |
| 1999001 | 見舞金等の決定                    | 文化スポーツ部 | 複数課   | 文化振興課, スポーツ課            | 鈴鹿市少年団体傷害見舞金等条例           | 第2条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日         |
| 1999002 | 一般廃棄物処理手数料の減免              | 環境部     | 複数課   | 廃棄物対策課, 環境施設課, クリーンセンター | 鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例       | 第15条    | 有    |                            | 6日          |
| 1999003 | 使用の許可                      | 環境部     | 複数課   | 廃棄物対策課, 環境施設課, クリーンセンター | 鈴鹿市廃棄物処理施設条例              | 第3条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 20日         |
| 1999004 | 占用の許可、許可事項変更の許可            | 複数部局    | 複数課   | 河川雨水対策課, 経営企画課          | 鈴鹿市公共下水道条例                | 第23条第1項 | 有    |                            | 14日         |
| 1999005 | 占用料の減免等(鈴鹿市道路占用料徴収条例第3条準用) | 複数部局    | 複数課   | 河川雨水対策課, 経営企画課          | 鈴鹿市公共下水道条例                | 第23条第3項 | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日         |
| 1999006 | 学校施設の使用許可                  | 複数部局    | 複数課   | 教育総務課, 子ども政策課           | 鈴鹿市立学校施設使用条例              | 第3条     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 7日          |
| 1999007 | 行政財産の目的外使用料の減免             | 上下水道局   | 複数課   | 経営企画課, 下水道工務課, 水道施設課    | 鈴鹿市上下水道局公有財産に関する規程        |         | 有    |                            | 14日         |
| 1999008 | 行為の許可、許可事項変更の許可(公共下水道)     | 上下水道局   | 複数課   | 営業課, 下水道工務課             | 下水道法                      | 第24条第1項 | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日         |